

第12回 企画部会 議事概要

1 日 時 令和2年10月1日(木) 10:25~12:05

2 場 所 総務省第2庁舎 7階 大会議室

3 出席者

【委員】

北村 行伸(部会長)、椿 広計(部会長代理)、伊藤 敦子、岩下 真理、川崎 茂、
神田 玲子、清原 慶子、佐藤 香、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、宮川 努

【審議協力者】

内閣府大臣官房企画調整課統計情報分析推進官、内閣府経済社会総合研究所総括政策
研究官、総務省統計局統計調査部調査企画課長、厚生労働省政策統括官(統計・情報
政策担当)、経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長

【事務局(総務省)】

岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、鈴木次長、重里次長

政策統括官(統計基準担当)：吉開政策統括官、山田統計企画管理官

4 議 事

- (1) 令和元年度統計法施行状況に関する審議(各府省ヒアリング)について
- (2) 「令和元年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」の構成案について

5 議事概要

- (1) 令和元年度統計法施行状況に関する審議(各府省ヒアリング)について

① 経済構造実態調査の創設について

総務省及び経済産業省から、資料1-1に基づき、説明が行われた。

主な質疑は、以下のとおり。

- ・ 経済構造実態調査の第1回調査は、報告者への周知やサポートが充実しており、報告者側からすると有り難かった。今後とも、統計の質の向上が図られるよう、かねて指摘されている事項に沿って、見直しに向けた努力をお願いしたい。経済界としても本調査がより良いものとなるよう、協力していきたい。
- ・ 独立行政法人統計センターにおいて、企業専任の職員を配置して回答をサポートした約3,000企業についての調査票回収率は98.6%とのことであるが、残りの1.4%も規模が大きく、データが欠落すると影響が大きい。これについてはどのような処理を行っているのか。また、経済構造実態調査は、経済センサスー活動調査の対象期間の中間年のデータをシームレスにつなぐ意図をもって創設されたものと理解しているところ、経済センサスー活動調査の結果との関係性について分析は行われているか。
→ 御指摘の1.4%については、集計段階で欠測値補完を行っている。また、経済構造実態調査の結果の公表に当たっては、経済センサスー活動調査の結果との関係についても分析を行っている。

- ・ 公表に当たっては、都道府県別や産業別の表章を行っているか。
 - 今後公表する三次公表においては、都道府県別・産業大分類別の表章を予定している。
- ・ 乙調査の調査票回収率は81.0%とのことだが、従前の特定サービス産業実態調査の調査票回収率はどの程度か。また、甲調査についても前述の約3,000企業以外の企業を対象としている部分については回収率に改善の余地があるのではないか。
 - 特定サービス産業実態調査の調査票回収率は83~84%程度であった。調査客体への調査票提出の督促の電話においては、甲調査を実施している中、乙調査も実施する趣旨が分かりにくい旨の意見も聞かれた。乙調査自体の今後の位置付けも含めて、検討会で議論していきたい。
 - 経済構造実態調査の令和2年調査（第2回調査）においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、訪問員による督促はできなかったものの、その分、書面や電話による督促の充実を図った。令和4年調査（第3回調査）以降も、より一層、調査票回収率の向上に努めてまいりたい。
- ・ 乙調査についても、調査結果は公表されているのか。
 - 乙調査についても本年7月末に結果が公表されている。
- ・ 本調査の結果は、コロナ禍の最中に公表されており、新型コロナウイルス感染症の影響を検証する上でも重要な統計である。調査票の回収率についても努力されていると思うが、よりステップアップしてほしい。
- ・ 経済構造実態調査の創設は、経済センサスー活動調査の中間年における産業横断的な年次統計の作成・提供、中間年SUTの精度向上等の実現を図る上で、基盤・中核となる重要な取組であり、調査がおおむね円滑に実施されたことは評価したい。総務省及び経済産業省においては、今年度末に予定されている統計委員会への諮問に向けて、引き続き、第Ⅲ期基本計画での指摘事項や、経済構造実態調査の前回答申における「今後の課題」について十分な検討を行っていただきたい。

② 人口動態調査のオンライン報告システムの改修

厚生労働省から、資料1-2に基づき、説明が行われた。

主な質疑は、以下のとおり。

- ・ 経路機関となっている保健所の負担を軽減することが重要な課題となっていると考える。市区町村におけるオンライン報告システムの導入のあい路は何か。使い勝手や利便性を第三者に評価してもらいながら、改善を図ることが必要ではないか。
 - 厚生労働省としては、統計作成事務の更なる効率化を図る観点から、オンライン報告システムの利用促進を進めていくべきと考えている。市区町村における導入に当たり、どのようなことがネックとなっているのか、今後も説明会等において把握し、対策を講じていきたい。
- ・ 市区町村にとっても、少子長寿化に関する課題を検討するに当たり、本調査により得られるデータは有用。昨今、国と地方の情報システムの統一と標準化が議論されている中、市区町村におけるオンライン報告システムの利用促進に当たっ

ては、全国市長会や全国町村会に対して説明して首長に認識してもらうなど、地方自治体の現場に当該システムの有用性を伝えられるようなチャンネルがあるとよいのではないかと。なお、当該システムは、厚生労働省、都道府県、保健所、市区町村等を一体的につなぐネットワークであり、他のシステムにおいても汎用的なモデルとなる事例なのではないかと。

- ・ 当該システムを未導入の市区町村については、その背景と状況を十分把握してほしい。規模が小さく、担当者が一人で様々な業務を兼務しており、新システムに切り替えることに抵抗を感じているといったことがあるのではないかと。新型コロナウイルス感染症の拡大によりWEBによる会議が増えたが、当初は抵抗感があったものの今は受け入れられている。本調査についても、市町村に対して説得力のある説明をすることで、オンライン化の推進に尽力いただきたい。
- ・ 当該システムの導入について市区町村ではインセンティブが働いていないのではないかと。当該システムの導入により、どの程度、負担の軽減を見込むことができるか、業務内容の分析が必要である。システム更改に当たっても、業務フローの見直しによる効率化がなされるか否かが重要である。
 - 御指摘のとおりであり、市区町村とも話をする中で、業務内容の分析等について検討したい。また、今後のシステム更改に当たり、保健所における負担軽減にも留意しつつ、統計作成事務の効率化に資する改善を図っていきたい。
- ・ 厚生労働省がオンライン報告システムの利用促進に継続的に取り組んでおり、その結果、全ての保健所において導入されていることや、市区町村においてもオンライン化が進展していることは評価したい。一方、本調査において重要な役割を担う保健所は、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、業務の逼迫が懸念される。このため、厚生労働省は、今後の行政のデジタル化に係る検討状況を十分注視していただきつつ、統計業務の継続性の確保の観点から、システム改修等を通じた統計作成事務の効率化に継続的に取り組んでいただきたい。

③ 統計に関する国際機関等の情報の共有

内閣府から資料 1-3-1 に基づき、また、総務省から資料 1-3-2 に基づき、説明が行われた。

主な質疑は、以下のとおり。

- ・ デジタル S U T の作成において、無償のサービスについての処理方法に関しては国際的にはどのように議論されているのか。
 - 御指摘のとおり、広告収入を得るなどにより無償でサービスを提供しているものが存在する。デジタル産業について幅広く網羅するためにも、有償のものとは別途、無償のものについて把握することなどが議論されている。
- ・ S N A に関してはこれまで日本が国際的にリードすることはなかったため、デジタルエコノミーの取組は評価したい。県民経済計算などの地域勘定においても日本が情報発信できるのではないかと。
 - 国際的なニーズに応じて、情報発信を検討していきたい。
- ・ 経済統計以外の統計については、国際比較可能性の向上についてどのような検討が行われているのか。統計全体としてどのような取組がなされているのか網羅的に把握できる仕組みがあるべきではないかと。

- 現状では、分野ごとに担当する国際機関が取りまとめを行っており、我が国においても所管府省がそれに対応している。
- O E C Dの統計においても、日本の学歴の区分が諸外国と異なっているなど、諸外国との比較可能性が低くなっているものが散見される。国際統計において日本だけが抜け落ちてしまうことで、海外の日本に対する関心が失われてしまうなどといったことがないよう、統計委員会としてもフォローアップしていくべきではないか。
- 例えば、社会生活基本調査では従前から国際比較可能性の向上に取り組んでいる。日本の統計の国際的な立場を高めていく上で、基幹統計調査に絞って、どの程度国際比較が可能なのかフォローアップしてはどうか。なお、国際比較可能な統計の作成に当たっては、例えば学歴については国によって定義・区分が異なるなど、比較可能性のあるデータ自体の把握が難しいこともあるほか、これまでの国内の統計の経年比較の可能性が失われるおそれもあり、慎重に検討する必要がある。
- 全ての統計の国際比較可能性について網羅的に把握するとなると、膨大なリソースが必要となる。また、国際的な基準よりも日本の統計の方が優れているような場合もある。国際的なプレゼンスの向上のためには、日本が得意としている分野について重点的に取り組んでいくべきではないか。なお、国際的な議論を通じて、日本にも適用可能な新たな切り口を発見できることもあるので、本日のように、国連統計委員会などの国際機関でどのような議論が行われているのか報告いただく機会があると望ましい。
- 我が国の統計の国際比較可能性に関する包括的な把握については、事務局において委託研究をしてみてもどうか。また、国際比較可能なデータの国際機関への提供に関しては、あらかじめ表章項目を決めるときの国際的な議論に参画することが重要であり、そのためのリソースの確保や学界の協力など中長期的な取組が必要である。
- ・ S D Gグローバル指標に関しては、国際比較しやすいデータを示すことにより、日本の取組が国際的に評価されることが重要である。経済界においてもポストコロナを見据え、S D G sに対する企業の動きが加速しており、取組を通じた貢献度等についてどのように公表していくか試行錯誤しているところ。S D G sに掲げられたゴールに向け、今後も国際比較可能性を高め、調和のとれた統計の整備をお願いしたい。
- ・ S D Gグローバル指標に関し、地球観測データ等といった新しい技術の活用は、特に発展途上国の環境分野や農林水産分野において重要な貢献と考えられる。一方で、これらは国内の公的統計の精度の回復の観点からも重要であり、進捗状況については今後も報告いただきたい。
- ・ 統計に関する国際的な情報の各府省間の共有や、国民経済計算における国際的な情報発信の取組については、評価したい。一方で、グローバル化の進展や、昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行などの影響に対処していく上で、統計に関する国際比較可能性の確保等の重要性は高いものと考えられる。このため、総務省及び各府省は、S N A改定、S D Gグローバル指標の整備、さらには、統計データの収集方法等について、国際機関への情報発信や国際機関における統計関係の議論・調整状況などに関する情報共有の強化について、より一層、取り

組んでいただきたい。

(2)「令和元年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」の構成案について事務局から、資料2に基づき、説明が行われた。

主な質疑は、以下のとおり。

- ・ 令和元年6月の第6回点検検証部会において、学校基本調査のシステム変更について文部科学省から説明を受けたが、昨今の行政のデジタル化の推進の動きを受けて、スケジュールの早期化を図るべきではないか。
→ 今回の審議は、令和元年度統計法施行状況報告を対象として実施いただいたものであるが、統計法施行状況報告は毎年行っており、当該事案のその後の状況についても継続的に報告されることになる。御指摘は文部科学省にお伝えしたい。
- ・ 本日の人口動態調査に関する審議では、オンライン化の重要性について確認された。また、新型コロナウイルス感染症については令和2年3月ごろ対策が進んできた。これらのデジタル化や感染症対策に関しては今後も継続的な課題として記録に留めることが望まれる。
- ・ 令和元年度には、統計の不適切事案を受けた統計委員会における再発防止策の検討や基本計画の変更に向けた議論なども行われたところである。今回の審議結果報告書には、冒頭のところで、それらの動きについては別途の資料を参照いただきたい旨言及してほしい。
- ・ 統計調査における新型コロナウイルス感染症への対応状況について、記録に留めていただきたい。
→ 統計調査における新型コロナウイルス感染症への対応状況に関してどのように記録するかについては、検討させていただきたい。

次回の企画部会は、10月29日（木）午前中に開催する予定であり、場所は追って連絡する旨、案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>